第７　資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

地方独立行政法人会計基準の「第79　運営費交付金の会計処理」、「第81　補助金等の会計処理」及び「第83　寄付金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。

(1)　減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（地方独立行政法人法第40条第１項に規定する積立金）に振り替える。

(2)　減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。

第８　行政サービス実施コスト

地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行し、同日以後に開始する事業年度に係る会計から適用する。

○総務省・文部科学省告示第一号

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定を実施するため、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

総務大臣　野田　聖子

文部科学大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第７　資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 地方独立行政法人会計基準の「第78　運営費交付金の会計処理」、「第80　補助金等の会計処理」及び「第82　寄付金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。 (1)　減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（地方独立行政法人法第40条第１項に規定する積立金）に振り替える。 (2)　減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。 第８　行政サービス実施コスト 地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。	第７　資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理 地方独立行政法人会計基準の「第78　運営費交付金の会計処理」、「第80　補助金等の会計処理」及び「第82　寄付金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。 (1)　減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（地方独立行政法人法第40条第１項に規定する積立金）に振り替える。 (2)　減損が、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。 第８　行政サービス実施コスト 地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。
第一　地方独立行政法人の設立を認可する場合 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。 一　地方独立行政法人（公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）、公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び申請等関係事務処理法人（法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下同じ。）を除く。）については、その定款が次に定める基準に適合していること。 ［㈠～㈢　略］ ㈣　業務については、次に定める基準に適合していること。 ア　法第二十一条第一号、第四号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の範囲であること。 イ　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第六条第三号に掲げる公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人にあっては、当該公共的な施設の規模及び内容に照らして、当該法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められること。 ［二・三　略］ 四　申請等関係事務処理法人については、次に定める基準に適合していること。 ㈠　申請等関係事務処理法人の定款については、次に定める基準に適合していること。 ア　第一の一㈣を除く。）に定める基準に適合していること。 イ　業務については、法第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。	第一　地方独立行政法人の設立を認可する場合 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。 一　地方独立行政法人（公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）及び公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）については、その定款が次に定める基準に適合していること。 ［㈠～㈢　同上］ ㈣　業務については、次に定める基準に適合していること。 ア　法第二十一条第一号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の範囲であること。 イ　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第三号に掲げる公共的な施設の設置及び管理を行う地方独立行政法人にあっては、当該公共的な施設の規模及び内容に照らして、当該法人が設置及び管理することが効率的かつ効果的と認められること。 ［二・三　同上］ ［新設］